

「こころの再生」府民運動企画運営委員会 後援名義の使用承認の申請について

■ 承認の条件について

(1) 次のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

① 個人が主催(又は共催)する行事

② 団体の内部行事や大阪府外の行事(不特定多数の府民が参加できるものを除きます)

(2) 後援できる行事の内容は、教育的観点から適当と認められるもの、かつ、「こころの再生」府民運動の普及・啓発に直接寄与し、公益性のあるものに限り、特定の政党や宗教を支持したり若しくはこれに反対するための活動は承認できません。

また、単に行事の会場を確保することを目的とする場合も承認できません。

(3) 定款や規約等により主催者の存在が確認でき、かつ、主催者に事業を遂行しうる資力、信用があると認められる必要があります。また、開催、開設の場所における公衆衛生や災害防止についても、適切な設備及び措置が講ぜられている必要があります。

(4) 承認した行事以外に名義を使用することはできません。また、行事は申請書に記載の計画に基づき実施するものとし、やむを得ず変更が必要な場合は、あらかじめ事務局まで申し出て、承認を得てください。

(5) 入場料や参加料などを参加者から徴収する場合は、一般的な市場価格と比較して同等又は廉価なものであることが必要です。特に、中学生以下を対象とした行事では、参加者の負担が過度なものにならないよう留意してください。

(6) 行事の実施に際して、金品の寄附、援助、参加等の強要をしてはいけません。

(7) 過去に名義の使用承認を受けた者にあつては、承認の条件(報告書の提出等)を完全に履行している必要があります。

(8) 上記の条件に違反した場合及び後援することが不適当と認められる場合には、後援名義の取消し又は以後の後援名義の使用を承認しないことがあります。

(9) 行事の実施状況について、事務局が実地調査をすることがあります。

■ 申請手続きについて

以下の書類を事務局に提出してください。

・申請書(別添様式)

必ず代表者の押印を付してください。

担当者名欄には、月～金の日中に連絡がとれる方の氏名及び連絡先(携帯電話可)を記載してください。メールで連絡が可能な場合は、必ずメールアドレスも記載してください。

・主催者の存在が確認できる書類(国・地方公共団体・学校は除く)

・役員その他事業関係者の本人確認を行うための書類

・事業の目的及び計画を説明した書類

・予算書(参加者に経費の負担を求める場合は、負担を求める対象と、その負担額を明記すること)

■ 後援名義の承認について

提出いただいた申請書をもとに、事務局で審査のうえ、承認通知(不承認通知)を送付します。

- 行事内容の変更について
承認を受けた行事の内容が変更となったときは、速やかに事務局までご一報ください。

- 行事終了後の事業報告について
行事終了後3ヶ月以内に以下の書類を提出してください。
 - ・事業実施報告書(別途様式)
 - ・収支決算書
 - ・行事で配布又は掲示した要項、プログラム、ポスター等

- その他
不明な点は事務局までお問合せください。

(問合せ先)

〒540-8571(住所の記載は不要です)

大阪府教育委員会教育総務企画課広報・議事グループ

(「こころの再生」府民運動事務局)

電話 06-6947-6857

FAX 06-6944-6884

E-mail kyoisomu-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp